



# 身 障 秋 田

発行人／社会福祉法人 秋田県身体障害者福祉協会 会長 伊藤 英紀

事務局／秋田市旭北栄町1番5号 TEL (018) 864-2780 FAX (018) 864-2781 平成27年5月発行

## 社会福祉法人秋田県身体障害者福祉協会平成二十七年事業計画

### I 基本方針

障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現は、私たちの切なる願いである。これまで、国や県の長期計画等に基づいて各種の施策が推進され、障害者福祉の向上が図られており、障害者に対する県民の理解と認識も次第に高まってきた。しかし、歯止めのかからない過疎化や少子高齢化の影響などにより、地域では障害者同士や障害者を支える周囲の連帯、相互扶助の精神が低下するなど、障害者を取り巻く環境は厳しさを増している。

こうした中、平成二十六年二月に障害者権利条約が発効されたが、これに先立ち、さまざまな障害者関連法の改正等があった。しかしながら、まだまだ障害者を取り巻く多様な問題の解消や支援制度の一層の充実を求めていかなければならない。  
当協会は、障害者の権利の実現と尊厳の推進のため、こうした諸課題の解決に向けて、更なる組織強化を図るとともに、積極的に事業を展開するものである。

#### (事業推進の重点目標)

- 一 障害者支援施設秋田ワークセンターの利用者に対し、日常生活の介護や就労のための支援を行い、自立と社会参加を促進する。
- 二 障害者の自立更生の環境づくり

に努めるとともに、社会参加の促進を図る。

三 地域福祉の充実に向け、市町村身体障害者協会の組織強化と活動の活性化を図る。

四 障害者福祉の充実に向け、サービスマネジメント等の人材養成事業を推進する。

五 身体障害者、知的障害者及び精神障害者を統合した事業の推進を図る。

### II 運営計画

- 一 理事会 (年三回)
- 二 評議員会 (年二回)
- 三 監事会 (年一回)
- 四 正副会長会議 (年五回)

### III 事業計画

一 障害者支援施設秋田ワークセンターの運営・管理

「障害者の尊厳と社会参加」を基本理念に、「個人の尊厳に基づく自立支援」の確立と、障害者自らが創る「自由でいきいきとした生活空間の創造」実現に向けて、利用者の立場に沿った充実した個別支援計画に基づき、障害福祉サービスの提供を行う。

二 秋田ワークセンター相談支援事業所の運営・管理

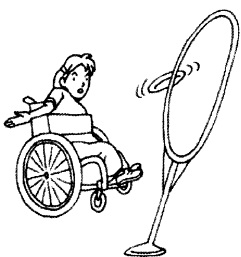
利用者がより豊かで満ち足りた人生が送れるように、利用者の要望やその有する能力及び適性に応じ、また、利用者の心身の状況や置かれている環境等に配慮して、充実した障害福祉

サービスを受けられるように、きめ細やかな相談支援の提供を行う。



三 地域福祉推進のための事業

- (一) 第三十四回秋田県身体障害者福祉大会の開催  
障害者の福祉向上をめざす諸課題について、県民各層の理解を得るとともに、障害者自身の自立意識高揚と会員の団結を図り、併せて自立更生及び団体育成功労者等の表彰を行う。(七月二十三日(木)、秋田県民会館)
- (二) 軽スポーツレクリエーション大会の実施  
十月三日(土)、秋田市



(三) 市町村身体障害者協会会長・事務担当者等会議の開催  
 六月十二日(金) 県南地区  
 十九日(金) 中央地区  
 二十四日(水) 県北地区



(四) 会報「身障秋田」の発行  
 全会員等を対象に、事業計画や予算・決算等の紹介を中心とした情報提供を行う。(年二回発行)  
 (五) その他の事業  
 ・身体障害者シバング倶楽部の入会に  
 関する事務  
 ・秋田県障害者スポーツ協会への協力

**四 受託等事業の実施**  
 (一) 障害者地域生活支援事業  
 ◇ 生活訓練等事業  
 ① オストメイト社会適応訓練事業  
 ストマ用装具を装着している方々に対して、装具の使用等について正しい知識を付与することも、社会生活に必要な基本事項についての相談に

応ずることにより、社会復帰を推進する。(県内七か所で開催)  
 ② 音声機能障害者発声訓練、発声訓練指導者養成事業  
 喉頭を摘出し、音声機能を喪失した方々に対して発声訓練を行うとともに、発声訓練に携わる指導者を養成する。(県内三か所で週一回実施、指導者講習会への派遣)  
 ③ 聴覚障害者(児) 日常生活支援事業  
 コミュニケーションの手段に著しい障害を有する方々に対して、生活上必要な知識の習得や意見、情報等の交換の場を設ける。  
 (聴覚障害者対象：県北・中央・県南各二回開催／聴覚障害児対象：中央地区一回開催)  
 ④ 車いす生活者社会生活行動訓練事業  
 車いす生活者で外出することが困難な方々や外出する機会が得られない方々に対して、その場を設け、併せて車いす操作等の訓練、指導を行うことにより、車いす生活者の社会参加を促進する。(県北・中央・県南地区各一回開催)  
 ⑤ 筋ジストロフィー症の方々に對して社会生活上必要な知識の習得や意見、情報等の交換の場を設ける。(年一回開催)  
 ⑥ 身体障害者更生相談事業  
 身体障害者の更生のために必要な各種相談に応じ、適切な指導や助言を行うことにより、身体障害者福祉の増進を図る。(相談窓口の常設)

◇ 情報支援等事業  
 ① 手話通訳者設置事業  
 県協会内に手話通訳者を設置し、聴覚障害者とのコミュニケーションを

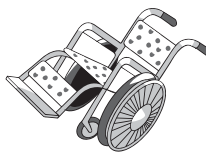
円滑にする。  
 ② 字幕入りビデオカセットライブラリー事業  
 テレビ番組、映画等に字幕、手話を挿入したビデオカセットライブラリーの貸し出しを行うことにより、聴力に障害のある方々の知識、教養の向上を図る。(ビデオライブラリーを県心身障害者総合福祉センター図書室に設置)

◇ 社会参加促進事業  
 ① 身体障害者福祉活動推進事業  
 障害者のための地域生活支援事業等を企画、推進する福祉活動推進員を設置する。  
 ② 秋田県身体障害者福祉大会開催事業  
 (三) 地域福祉推進のための事業参照



③ 視覚障害者に関わる啓発・普及事業  
 視覚に障害のある方々への正しい知識、障害の理解を深めるために各種の事業を行う。(三事業実施)

④ 要約筆記養成ステップアップ研修事業  
 聴覚に障害のある方々の福祉に理解と熱意を有する者を対象に、手話取得の困難な中途失聴者、難聴者のコミュニケーション手段としての要約筆記の指導を行い、要約筆記奉仕員を養成する。  
 ⑤ 車いす使用者のためのレクリエーション開催事業  
 車いす常用者の体力増強、交流、余暇等に資することを目的として、各種のレクリエーション活動を行う。(三事業実施)



⑥ 指定居宅介護事業者情報提供事業  
 重度身体障害者が都道府県や指定都市間を移動する場合に、目的地で必要となるガイドヘルパーを確保できるように、指定居宅介護事業所に関する情報を提供し、移動支援の充実に図る。(秋田県ガイドセンターを設置)  
 ⑦ 要約筆記奉仕員派遣事業  
 派遣依頼を受けて、中途失聴者や難聴者と障害を持たない者との意思伝達の仲介機能を果たすことにより、障害者の社会参加促進を図る。  
 ⑧ 手話通訳者派遣事業  
 コミュニケーションの円滑化を支援するため、聴覚に障害のある方々の申し出により手話通訳者を派遣する。

⑨軽スポーツレクリエーション開催事業  
 障害を持つ方々の社会参加、健康維持増進及び障害者の連携の和を広げ、低迷化しつつある障害者の地域活動の活性化に資する。(十月三日、秋田市、卓球バレー・フライングディスク)



⑩要約筆記奉仕員市町村派遣事業  
 聴覚に障害のある方々等(音声又は言語機能障害者を含む)のコミュニケーションの円滑化に資するため、市町村の委託により要約筆記奉仕員を派遣する。

⑪手話通訳者市町村派遣事業  
 聴覚に障害のある方々等(音声又は言語機能障害者を含む)のコミュニケーションの円滑化に資するため、市町村の委託により手話通訳者を派遣する。

(二) 秋田県障害者社会参加推進センター設置・運営事業

障害の有無にかかわらず、誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向けて、諸種の社会参加促進施策を実施し、地域における自立生活と社会参加を推進する。

①推進協議会の開催

②「秋田県障害者社会参加推進センター」ホームページの運営

③「障害者一〇番」の設置・運営

障害者の権利擁護にかかる相談等に対応するため、相談窓口を常設し、内容に応じて弁護士等による相談チームを編成し専門相談を行うほか、必要に応じて専門機関に依頼し、障害者が抱える問題を解決し、障害者の福祉の増進を図る。(月曜日から金曜日の九時から十六時まで、時間外は留守電・FAX対応、偶数月第三火曜日の十三時から十五時まで弁護士相談)

④秋田県心身障害者総合福祉センター図書室の運営(情報サービス提供事業)

秋田県心身障害者総合福祉センター図書室において、書籍や各種団体機関紙、インターネット等により各種情報の提供を行う。(月・水・木・金曜日の十時から十五時まで)

⑤第十五回いきいき芸術・文化祭の開催

障害者の芸術・文化活動への参加を通じて、障害者本人の生き甲斐や自身を創出し、障害者の自立と社会参加を促進するとともに、障害者に対する県民の理解と認識を深めることを目的として実施する。(十二月十五日(火)～十六日(水)、拠点センターアルヴエ)



⑥サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)研修事業

障害者総合支援法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識や技能を有するサービス管理責任者を養成する。(一)二月、講義三日間、演習五分野各二日間)

会報「身障秋田」への寄稿について

年二回発行している当協会会報「身障秋田」に、次の内容で会員の皆様の作品を掲載します。  
 ・募集内容  
 ・短歌、俳句、川柳(一人一作品)  
 ・応募要件  
 ・県内に居住する市町村協会会員  
 ・申し込み方法  
 ・市町村協会を通じて、県協会まで提出していただく。

お知らせ

当協会が行っている事業で、変更となる事業があります。次のとおりです。  
 ○事業休止  
 ・身障のつばさ  
 ○事業廃止  
 ・身体障害者海の家・山の家開設事業

○事業移行

・身体障害者スポーツの振興を図る事業(グランドソフトボール東北・北海道地区大会選手派遣、車椅子バスケットボール東北・北海道ブロック大会選手派遣)  
 移行先: 秋田県障害者スポーツ協会  
 ・ガイドヘルパー養成研修事業  
 移行先: 二子イ秋田校

○事業名変更

・(旧)ろうあ者日曜教室開催事業(新)聴覚障害者(児)日常生活支援事業

事務局職員紹介

平成二十七年年度の事務局体制は次のとおりです。これまで同様どうぞよろしく願います。

- 常務理事・事務局長 中嶋 辰治
- 総務企画課長 船越 英樹
- 総務企画課主査 小林 浩幸
- 総務企画課職員 鎌田 良枝
- 石田 朗子
- 石塚 澄絵



社会福祉法人秋田県身体障害者福祉協会  
平成27年度 資金収支予算書

(単位：円)

区 分	資金収支予算額	社会福祉事業区分			公益事業区分		
		法人本部拠点区分	秋田ワークセンター拠点区分	法人本部公益事業拠点区分	法人本部公益事業拠点区分	法人本部公益事業拠点区分	
事業活動による収支	収入						
	就労支援事業収入	64,732,000	64,732,000	0	64,732,000	0	0
	障害福祉サービス等事業収入	239,753,000	218,889,000	6,814,000	212,075,000	20,864,000	20,864,000
	負担金収入	1,412,000	1,412,000	1,412,000	0	0	0
	経常経費補助金収入	498,000	498,000	498,000	0	0	0
	経常経費寄附金収入	82,000	82,000	50,000	32,000	0	0
	受取利息配当金収入	1,752,000	1,752,000	1,738,000	14,000	0	0
	その他の収入	3,731,000	3,691,000	1,000	3,690,000	40,000	40,000
	事業活動収入計(1)	311,960,000	291,056,000	10,513,000	280,543,000	20,904,000	20,904,000
	支出						
	人件費支出	151,393,000	137,082,000	5,284,000	131,798,000	14,311,000	14,311,000
	事業費支出	38,712,000	35,426,000	1,106,000	34,320,000	3,286,000	3,286,000
	事務費支出	32,701,000	29,497,000	5,662,000	23,835,000	3,204,000	3,204,000
	就労支援事業支出	62,434,000	62,434,000	0	62,434,000	0	0
その他の支出	1,480,000	1,480,000	0	1,480,000	0	0	
事業活動支出計(2)	286,720,000	265,919,000	12,052,000	253,867,000	20,801,000	20,801,000	
事業活動資金収支差額(3) = (1) - (2)	25,240,000	25,137,000	-1,539,000	26,676,000	103,000	103,000	
施設整備等による収支	収入						
	施設整備等補助金収入	0	0	0	0	0	0
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	0	0	0
	支出						
	固定資産取得支出	4,696,000	4,696,000	0	4,696,000	0	0
ファイナンス・リース債務の返済支出	1,641,000	1,641,000	0	1,641,000	0	0	
施設整備等支出計(5)	6,337,000	6,337,000	0	6,337,000	0	0	
施設整備等資金収支差額(6) = (4) - (5)	-6,337,000	-6,337,000	0	-6,337,000	0	0	
その他の活動による収支	収入						
	事業区分間繰入金収入	1,953,000	993,000	993,000	0	960,000	960,000
	拠点区分間繰入金収入	2,645,000	2,645,000	2,575,000	70,000	0	0
	サービス区分間繰入金収入	12,568,000	12,568,000	201,000	12,367,000	0	0
	その他の活動による収入計(7)	17,166,000	16,206,000	3,769,000	12,437,000	960,000	960,000
	支出						
	積立資産支出	12,000,000	12,000,000	0	12,000,000	0	0
	事業区分間繰入金支出	1,953,000	960,000	960,000	0	993,000	993,000
	拠点区分間繰入金支出	2,645,000	2,575,000	0	2,575,000	70,000	70,000
	サービス区分間繰入金支出	12,568,000	12,568,000	201,000	12,367,000	0	0
	その他の活動による支出	969,000	969,000	969,000	0	0	0
その他の活動支出計(8)	30,135,000	29,072,000	2,130,000	26,942,000	1,063,000	1,063,000	
その他の活動資金収支差額(9) = (7) - (8)	-12,969,000	-12,866,000	1,639,000	-14,505,000	-103,000	-103,000	
予備費支出(10)	2,600,000	2,600,000	100,000	2,500,000	0	0	
当期資金収支差額合計(11) = (3) + (6) + (9) - (10)	3,334,000	3,334,000	0	3,334,000	0	0	
前期末支払資金残高(12)	92,882,000	92,882,000	2,212,000	90,670,000	0	0	
当期末支払資金残高(11) + (12)	96,216,000	96,216,000	2,212,000	94,004,000	0	0	